

(案)

佐野市学校等屋内運動場エアコン設置事業
設計施工一括契約書

佐 野 市

令和7年 月 日

目次

(総則)	3
(関連工事の調整)	4
(請負代金内訳書及び業務計画書)	4
(本業務の着手)	4
(契約の保証)	4
(権利義務の譲渡等)	5
(著作権の譲渡等)	5
(事業の一括委任又は一括下請負の禁止)	6
(受任者・下請負人の通知)	6
(下請負人の健康保険等加入義務等)	6
(特許権等の使用)	6
(意匠の実施の承諾等)	7
(監督員)	7
(設計管理責任者等)	7
(現場代理人及び施工管理責任者等)	8
(許認可及び届出等)	9
(実施報告)	9
(業務関係者に関する措置請求)	9
(設計業務に係る検査、提出及び確認)	9
(要求水準書等と設計業務の内容が一致しない場合の修補業務)	10
(工事材料の品質及び検査等)	10
(監督員の立会い及び工事記録の整備等)	10
(設計貸与品等、支給材料及び貸与品)	11
(工事用地の使用等)	12
(要求水準書等及び設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)	12
(条件変更等)	12
(要求水準書等及び設計図書の変更)	13
(本業務に係る受注者の提案)	14
(本業務の中止)	14
(著しく短い業務期間の禁止)	14
(受注者の請求による業務期間の延長)	14
(発注者の請求による業務期間の短縮等)	15
(業務期間の変更方法)	15
(請負代金額の変更方法等)	15
(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)	16
(臨機の措置)	16

(一般的損害)	17
(第三者に及ぼした損害)	17
(不可抗力による損害)	17
(請負代金額の変更に代える要求水準書等又は設計図書等の変更)	18
(工事に係る検査及び引渡し)	18
(請負代金の支払い)	19
(工事目的物の部分使用及び引渡し前における成果物の使用)	19
(前金払及び中間前金払)	20
(保証契約の変更)	21
(前払金の使用等)	21
(部分払)	21
(部分引渡し)	22
(債務負担行為及び継続費に係る契約の特則)	22
(債務負担行為及び継続費に係る契約の前金払及び中間前払金の特則)	22
(債務負担行為及び継続費に係る契約の部分払の特則)	23
(第三者による代理受領)	23
(前払金等の不払に対する事業中止)	24
(契約不適合責任)	24
(発注者の任意解除権)	24
(発注者の催告による解除権)	25
(発注者の催告によらない解除権)	25
(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	26
(談合その他の不正行為に係る発注者の解除権)	26
(受注者の催告による解除権)	27
(受注者の催告によらない解除権)	27
(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	27
(解除に伴う措置)	27
(発注者の損害賠償請求等)	28
(受注者の損害賠償請求等)	29
(契約不適合責任期間等)	29
(賠償の予定)	30
(火災保険等)	32
(賠償金等の徴収)	32
(あっせん又は調停)	32
(仲裁)	33
(相殺)	33
(解釈等)	33
(管理支援業務委託からの依頼)	33

(秘密保持)	33
(管轄裁判所)	33
(補則)	33

設計施工一括契約書

- 1 業 務 名 佐野市学校等屋内運動場エアコン設置事業における設計業務及び空調設備設置工事
- 2 履 行 場 所 佐野市 金屋下町 外
(小学校 16 校、中学校 5 校、義務教育学校 2 校、教育センター 1 か所)
- 3 履 行 期 間 下記佐野市議会の議決のあった日から令和 9 年 2 月 28 日まで
設 計 期 間：契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
工 期：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日まで
- 4 請 負 代 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
設計業務費：金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
工 事 費：金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 5 契 約 保 証 金 約款第 5 条のとおり

上記の業務について、佐野市（以下「発注者」という。）と受注者のうち、●●●●、●●●●、●●●●（以下単に「受注者」という。）（代表者は●●とする。）は、各々の対等な立場における合意に基づき、次の条項によって公正な設計施工一括契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は仮契約として締結し、この契約に係る佐野市議会の議決を得た場合には、これを本契約とする。ただし、佐野市議会の議決を得られないときは、この仮契約は無効となる。

代表者は、本契約に係る設計及び工事に関し、受注者を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で発注及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領する権限を有するものとする。

下記年月日は、仮契約締結年月日であることを確認する。

また、事業者は、上記の業務を共同連帯して受任し、また、請け負うものとする。

この契約の証として本書●通を作成し、各当事者記名押印の上、発注者及び各受注者が各 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

発注者： 栃木県佐野市高砂町 1 番地
佐野市
市長 金子 裕

受注者： 共同企業体名称

代表構成員住所
商号又は名称
代表者名

構成員住所
商号又は名称
代表者名

構成員住所
商号又は名称
代表者名

設計施工一括契約書 約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約及び約款（以下単に「この契約」という。）に基づき、要求水準書等（発注者が佐野市学校等屋内運動場エアコン設置事業の公募型プロポーザルにおいて公告した、募集要項、要求水準書その他資料及びこれらに関する質疑回答をいう。以下同じ。）及び提案書類（受注者が佐野市学校等屋内運動場エアコン設置事業の手続きにおいて発注者に提出した参加資格確認項目、参加者に所属する技術者数及び有資格者数、参加者の同種・類似業務実績、配置予定技術者の経歴等、技術提案書、提案価格見積書、発注者からの質疑に対する回答その他受注者が契約締結までに提出した一切の書類をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 この契約、要求水準書等及び提案書類の間に齟齬がある場合、この契約、要求水準書等、提案書類の順にその解釈が優先する（但し、提案書類が要求水準書等を上回る水準の提案を規定している場合には、当該部分については提案書類が要求水準書等に優先する。）。
- 3 受注者は、本業務（佐野市学校等屋内運動場エアコン設置事業に関する設計及び工事で構成される「佐野市学校等屋内運動場エアコン設置整備事業」という。以下同じ。）をこの契約記載の業務期間内に完了し、成果物（受注者が、設計業務の実施として、要求水準書等及び提案書類に基づいて作成し発注者に提出する設計図書、完成図書及び官公庁申請図書等をいう。以下同じ。）、並びに工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 4 設計、仮設、施工方法その他成果物及び工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約、要求水準書等及び提案書類に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めることができる。
- 5 この契約に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、当該指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 6 この契約の実施に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の実施に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、この契約及び要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約及び要求水準書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、当該共同企業体の各構成員は、受注者の発

注者に対する損害賠償義務、違約金支払義務その他この契約に基づく義務の実施について連帯してその責に任ずる。また、当該共同企業体が解散した場合も、各構成員は連帯してこの契約において受注者が負うものとされる義務及び責任を負うものとする。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その設計及び施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び業務計画書)

第3条 受注者は、各業務着手前に、要求水準書等に基づいて、設計業務計画書及び施工計画書（各業務において工程表を含む。以下総称して「業務計画書」という。）を作成の上、市に提出し、確認又は承認を得なければならない。

2 受注者は、この契約書を変更する場合においては、変更後の業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。この場合においては前項の規定を準用する。

3 受注者は、要求水準書等及び提案書類に定めるところに従い、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成して発注者に提出しなければならない。

4 内訳書及び業務計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(本業務の着手)

第4条 受注者は、この契約に係る佐野市議会の議決があった日から7日以内に本業務に着手しなければならない。ただし、余裕期間を設定する工事については、この限りではない。

(契約の保証)

第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号から第5号の場合においては、保証契約等の締結後、直ちにその保証を証する保証書等（保証証券が発行されている場合は保証証券）を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不実施により生ずる損害金の支払いを保証する銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の実施を保証する公共工事実施保証証券による保証

(5) この契約による債務の不実施により生ずる損害をてん補する実施保証保険契約の締結（定額てん補特約を付したものに限る。）

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第64条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第21条第2項の規定による検査に合格したもの、第21条第2項の規定による検査に合格したもの及び第47条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 3 受注者が第46条の規定による前払金の使用や部分払等によってもなお本業務の実施に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
 - 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金を本業務の実施以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(著作権の譲渡等)

- 第7条 受注者は、成果物（第48条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条及び第12条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下本条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
 - 3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
 - 4 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第78条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

5 発注者は、受注者が設計図書等の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（事業の一括委任又は一括下請負の禁止）

第8条 受注者は、本業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が要求水準書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が要求水準書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

（受任者・下請負人の通知）

第9条 受注者は、本業務の一部について受任者又は下請負人（一次及び二次下請以降全ての下請人を含む。以下同じ。）を決定したときは、直ちに当該受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

（下請負人の健康保険等加入義務等）

第10条 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

（1）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（2）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（3）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することができる書類を発注者に提出しなければならない。

（特許権等の使用）

第11条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている実施方法、工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその実施方法、工事材料、施工方法等を指定した場合において、要求水準書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、か

つ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

第12条 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、発注者に対し、成果物によって表現される構造物又は成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲渡するものとする。

(監督員)

第13条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、この契約及び要求水準書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の実施についての受注者、第14条の規定による設計管理責任者等又は第15条の規定による現場代理人及び施工管理責任者等に対する指示、承諾又は協議

(2) この契約の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) 本業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と実施内容との照合その他この契約の実施状況の調査

(4) 要求水準書等、提案書類及び設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(5) 要求水準書等、提案書類及び設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、この契約に定める指示等については、要求水準書等、提案書類及び設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(設計管理責任者等)

第14条 受注者は、設計業務着手前までに、要求水準書等及び提案書類に基づき、設計業務の主任技術者（本業務においては「設計管理責任者」という。以下同じ。）及び設計担当者を定め、その氏名そ

の他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 2 設計管理責任者は、この契約の履行に関し、設計業務の管理及び統轄を行うほか、この契約に基づく設計業務に係る受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを設計管理責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 4 設計担当者は、設計業務の実施に際し、自らの担当分野における設計の技術上の統轄を行うものとする。
- 5 各設計担当者の兼務は可能とする。設計管理責任者と設計担当者は、これを兼務することはできない。

(現場代理人及び施工管理責任者等)

第15条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、要求水準書等及び提案書類の定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。ただし、第4号及び第5号に掲げる者については必要となる場合に限る。

- (1) 現場代理人
 - (2) 施工管理責任者（次号に掲げる監理技術者の資格を有する者）
 - (3) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する「主任技術者」をいう。以下同じ。）及び監理技術者（同条第2項に規定する「監理技術者」をいう。以下同じ。）
また、同条第3項本文に該当する場合は専任の技術者とする。ただし、当該工事が同条第5項の工事にも該当する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。
 - (4) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。）
 - (5) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。）
- 2 施工管理責任者は、工事の全体を総合的に把握、管理し、個別の各業務間の連絡・調整等を適切に行うものとする。
 - 3 現場代理人は、この契約の実施に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第18条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約書に基づく改修工事業務に係る受注者の一切の権限を行使することができる。
 - 4 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
 - 5 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
 - 6 施工管理責任者及び現場代理人は、これを兼ねることができる。

(許認可及び届出等)

第16条 受注者は、第3項の規定による場合を除き、本業務を実施するために必要となる一切の許認可の取得及び届出の履践その他の手続を完了するものとする。受注者は、発注者が請求したときには、直ちに許認可等に関する書類の写しを発注者に提出するものとする。

2 受注者が発注者に対して協力を求めた場合、発注者は、受注者による前項に規定する許認可の取得及び届出の履践等に必要な資料の提出等について協力するものとする。

3 発注者が本業務に関連して許認可の取得又は届出の履践その他の手続を行う必要がある場合であって、発注者が受注者に対して協力を求めた場合、受注者は、発注者による許認可の取得及び届出の履践等に必要な資料の提出等について協力するものとする。

(実施報告)

第17条 受注者は、この契約及び要求水準書等に定めるところにより、この契約の実施について発注者に報告しなければならない。

(業務関係者に関する措置請求)

第18条 発注者は、第14条の規定による設計管理責任者等、第15条の規定による現場代理人及び施工管理責任者等（以下本条において「各責任者」という。）がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、各責任者その他受注者が本業務の実施に際して使用している受任者、下請負人又は労働者等でその職務の執行又は本業務の実施につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(設計業務に係る検査、提出及び確認)

第19条 受注者は、設計業務を完了したときは、その旨を発注者に通知するとともに、設計業務完了報告書及び設計業務の成果物を発注者に提出し、発注者の確認を得なければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知及び提出を受けたときは、通知及び提出を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、設計業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、設計業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補をして発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を設計業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

(要求水準書等と設計業務の内容が一致しない場合の修補業務)

第20条 受注者は、設計業務の内容が要求水準書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときに限り、業務期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第21条 工事材料の品質については、要求水準書等及び設計図書に定めるところによる。要求水準書等及び設計図書等にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、要求水準書等及び設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第22条 受注者は、要求水準書等及び設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、要求水準書等及び設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて要求水準書等及び設計図書等において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、要求水準書等及び設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(設計貸与品等、支給材料及び貸与品)

第23条 発注者が受注者に設計業務のために貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他設計業務に必要な物品等（以下「設計貸与品等」という。）、並びに工事のために支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等及び設計図書で定めるところによる。

- 2 監督員は、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該設計貸与品等、支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が要求水準書等及び設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該設計貸与品等、支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該設計貸与品等、支給材料又は貸与品に代えて他の設計貸与品等、支給材料又は貸与品を引渡すものとする。この場合において、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更した理由を明示した書面により、当該設計貸与品等、支給材料又は貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは業務期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、設計貸与品等、支給材料又は貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、要求水準書等及び設計図書に定めるところにより、設計業務の完了、工事の完成又は要求水準書等及び設計図書の変更等によって不要となった設計貸与品等、支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により設計貸与品等、支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、設計貸与品等、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書等及び設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の使用等)

第24条 受注者は、本業務に係る事業対象地（以下「工事用地」という。）を、工事の実施に際して使用することができる。

- 2 受注者は、確保された工事用地を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事目的物の完成、要求水準書等及び設計図書の変更等によって工事用地が不用となった場合において、当該工事用地に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(要求水準書等及び設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第25条 受注者は、工事の施工部分が要求水準書等及び設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときに限り業務期間若しくは請求代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第21条第2項又は第22条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が要求水準書等及び設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 第2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第26条 受注者は、本業務の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 要求水準書等における記載が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 要求水準書等に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 要求水準書等の表示が明確でないこと。
- (4) 設計業務の実施上の制約、既存施設の状態、施工上の制約等要求水準書等又は設計図書に示さ

れた自然的又は人為的な実施条件又は施工条件と実際の実施条件又は工事現場が一致しないこと。

(5) 要求水準書等及び設計図書で明示されていない実施条件又は施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の完了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、要求水準書等又は設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、要求水準書等を訂正又は変更する必要があるものは、発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し要求水準書等又は設計図書を訂正又は変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し要求水準書等又は設計図書を訂正又は変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 発注者は、前項第2号及び第3号の規定に基づく要求水準書等又は設計図書の訂正又は変更を検討するに際して、受注者に対して、第1項第4号又は第5号に該当する事実に基づき必要となる対応の内容及び費用の増加額並びに本業務の内容のうち変更可能かつ費用が削減できる項目の変更内容及び費用の減少額をまとめた書面を作成することを要求することができ、受注者は、かかる要求を受け次第速やかに、当該書面を作成の上発注者に提出しなければならない。発注者は、当該書面の内容に合理的に満足しない場合、受注者に対して当該書面の訂正、変更又は差し替えを要求することができ、受注者は、当該要求に速やかに対応しなければならない。
- 6 第4項の規定により、要求水準書等又は設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは業務期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(要求水準書等及び設計図書の変更)

第27条 発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書等及び設計図書の変更内容を受注者に通知して、要求水準書等及び設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは業務期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(本業務に係る受注者の提案)

第28条 受注者は、要求水準書等又は設計図書について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき要求水準書等又は設計図書の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、要求水準書等又は設計図書の変更を事業者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により要求水準書等又は設計図書が変更された場合において、必要があると認められるときは、業務期間又は請負代金額を変更しなければならない。

(本業務の中止)

第29条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰することができないものにより工事事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が本業務を実施できないと認められるときは、発注者は、本業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、本業務の全部又は一部の実施を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本業務の中止内容を受注者に通知して、本業務の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により本業務の実施を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは業務期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が当該本業務の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の当該本業務の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い業務期間の禁止)

第30条 発注者は、業務期間の延長又は短縮を行うときは、本業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により本業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による業務期間の延長)

第31条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により業務期間内に本業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に業務期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、業務期間を延長しなければならない。発注者は、その業務期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による業務期間の短縮等)

第32条 発注者は、特別の理由により業務期間を短縮する必要があるときは、業務期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約の他の条項の規定により業務期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する業務期間について通常必要とされる業務期間に満たない業務期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務期間の変更方法)

第33条 業務期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務期間の変更事由が生じた日（第31条の場合にあっては、発注者が業務期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が業務期間変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第34条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

4 設計業務完了時（工事着手前）の工事請負代金の変更は、次の各号の場合に限り行う。ただし、原則として、当初の内訳書の工事請負代金を超えることはできない。ただし、第35条の規定による場合はこの限りでない。

一 発注者からの追加要求により要求水準書等の条件の変更や設計内容が変更になる場合

二 受注者が要求水準書等の条件や設計内容の変更を提案し、発注者が特にこれを承諾した場合

5 第1項の変更により、変更後の金額が当初の請負代金額を上回るおそれがある場合、受注者は発注者に対して合わせて減額となる提案（ただし、発注者の要求水準を満たすものとする。）を行い、当初の請負代金額を上回らないように努める。

6 受注者は、第1項による請負代金額の変更になると考えられる場合、その都度、発注者に対し、書面により、変更項目及び内容、変更とみなす理由及び概略予想金額を速やかに報告しなければならない。発注者は、その報告を受け変更の採否を受注者に通知するものとする。変更が採用された場合、受注者は発注者と合意した変更内容を随時整理し、発注者に報告するものとする。

- 7 受注者は、設計業務完了時に、第1項の変更を反映した詳細内訳書を提出し、発注者と協議のうえ、請負代金額を変更するものとする。なお、変更部分の詳細内訳書は、変更項目毎に変更前及び変更後を記載し、変更金額の根拠を明らかにするものとする。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第35条 発注者又は受注者は、業務期間内で請負契約締結の日（議会の議決により本契約となった日をいう。以下本条において同じ。）から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

- 5 特別な要因により業務期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

- 6 予期することのできない特別の事情により、業務期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第36条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

- 3 監督員は、災害防止その他本業務の実施上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第37条 設計図書等及び工事目的物の引渡し前に、設計図書等、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本業務の実施に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第39条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第68条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第38条 本業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第68条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、受注者が発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかった場合を除き、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本業務の実施につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他本業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第39条 設計図書等又は工事目的物の引渡し前に、天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、設計図書等、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調整を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第68条第1項の規定により付された保険等によりてん補された場合を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の

額（設計図書等、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第21条第2項、第22条第1項若しくは第2項又は第47条第4項の規定による検査、立会いその他受注者の本業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 設計図書等又は工事目的物に関する損害

損害を受けた設計図書等又は工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは、「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える要求水準書等又は設計図書等の変更）

第40条 発注者は、第11条、第23条、第25条から第29条、第31条、第32条、第35条から第37条まで、前条、第43条又は第53条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由がある（発注者が、第26条第5項に基づき作成された書面の内容に沿った本業務の内容変更及び費用削減を行うことを選択した場合を含む。）ときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書等又は設計図書等を変更することができる。この場合において、要求水準書等又は設計図書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（工事に係る検査及び引渡し）

第41条 受注者は、工事が完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等及び設計図書等に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 発注者は、前項に定めるもののほか、工事施工の中途において特に必要があると認められる場合には、発注者が別に定めるところにより、工事の施工の状況等の検査を行うことができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、本施設を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前 2 項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 発注者は、第 2 項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 6 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 7 受注者は、工事が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして第 1 項から第 2 項まで及び第 4 項から前項までの規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第 4 2 条 受注者は、前条第 2 項（同条第 7 項後段の規定により適用される場合を含む。本条において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(工事目的物の部分使用及び引渡し前における成果物の使用)

第 4 3 条 発注者は、第 4 1 条第 5 項又は第 6 項若しくは第 4 8 条第 1 項又は第 2 項の規定による引渡し前においても、工事目的物及び成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第 1 項の規定により工事目的物及び成果物の全部又は一部を使用したことによって損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第44条 受注者は、保証事業会社とこの契約記載の本業務の完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、この契約記載の本業務の完了の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。ただし、第47条第1項の規定により部分払の請求を行った場合においては、請求することができない。

4 受注者は前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときには、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは、10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。以下本条、第46条、第51条及び第59条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるとときは、発注者の指定する期日までにその超過額を返還しなければならない。ただし、第47条の支払いをしようとするときは、発注者はその支払額の中から超過額を控除することができる。

7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第6項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは、10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。

9 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下第63条、第64条及び第69条において同じ。）で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第45条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない業務期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第46条 受注者は、前払金を本業務の材料費、労務費、外注費（設計に係る部分に限る。）、機械器具の賃借料、機械購入費（この事業において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第47条 受注者は、本業務の完了前に、出来形部分（作成済み又は作成途中の設計図書等を含む。以下同じ。）並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第21条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては要求水準書等で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第8項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、第51条第3項で定める回数を超えることができない。

2 受注者は、中間前払金を請求した後にあつては、部分払を請求することができない。ただし、発注者が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

3 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

4 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、要求水準書等及び設計図書等（出来形部分として作成済み又は作成途中の設計図書等の確認をする場合には要求水準書等のみ）に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

5 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

6 受注者は、第4項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

7 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額 $\times$ （9/10－前払金額/請負代金額）

- 8 第6項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは、「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第48条 成果物及び工事目的物について、発注者が要求水準書等及び設計図書において本業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第41条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第6項、第42条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第42条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第42条第1項の請求を受けた日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額 $\times$ （1－前払金額/請負代金額）

（債務負担行為及び継続費に係る契約の特則）

第49条 債務負担行為及び継続費に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和7年度	円
令和8年度	円

- 2 支払限度額に対応する会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和7年度	円
令和8年度	円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為及び継続費に係る契約の前金払及び中間前払金の特則）

第50条 債務負担行為及び継続費に係る契約の前金払及び中間前払金については、第44条中「この契約記載の本業務の完了の時期」とあるのは「この契約記載の本業務の完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第45条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第47条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会

計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が要求水準書等に定められているときには、同項の規定により準用される第44条第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が要求水準書等に定められているときには、同項の規定により準用される第44条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金及び中間前払金相当分を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される読替え後の第44条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第45条第3項の規定を準用する。

(債務負担行為及び継続費に係る契約の部分払の特則)

第51条 債務負担行為及び継続費に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金又は中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第47条第7項及び第8項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9/10$ -前会計年度までの支払金額-（請負代金相当額-前会計年度までの出来高予定額） $\times$ （当該会計年度前払金額+当該会計年度の中間前払金額）/当該会計年度の出来高予定額

部分払の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9/10$ -（前会計年度までの支払い金額+当該会計年度の部分払金額）-〔請負代金相当額-（前会計年度出来高予定額+出来高超過額）〕 $\times$ 当該会計年度前払金額/当該会計年度の出来高予定額

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和7年度 1回

令和8年度 1回

(第三者による代理受領)

第52条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第42条（第48条において準用する場合を含む。）又は第47条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払に対する事業中止）

第53条 受注者は、発注者が第44条、第47条又は第48条において準用される第42条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、本業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が本業務の実施を中止した場合において、必要があると認められるときは業務期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が当該本業務の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の当該本業務の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第54条 発注者は、引き渡された成果物若しくは工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物若しくは目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物若しくは工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第55条 発注者は、本業務が完了するまでの間は、次条、第57条又は第59条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第56条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不実施がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第6条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、本業務に着手すべき期日を過ぎても当該本業務に着手しないとき。
- (3) 業務期間内に本業務が完了しないとき又は業務期間経過後相当の期間内に本業務を完成する見込みがないと認められるとき。
- (4) 第14条第1項（設計担当者を除く。）、第15条第1項第3号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第54条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

- 2 前項本文の場合において、発注者は、解除により受注者に損害があっても、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

(発注者の催告によらない解除権)

第57条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 第6条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第6条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を本業務の実施以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の成果物又は目的物の完成の債務の実施を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(10) 第 60 条又は第 61 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条及び次条において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 58 条 第 56 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（談合その他の不正行為に係る発注者の解除権）

第 59 条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（同法第 77 条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（同法第 77 条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。

(3) 受注者が、独占禁止法第 77 条に規定する抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法（明治 40 年法

律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(受注者の催告による解除権)

第60条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第61条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第27条の規定により要求水準書等又は設計図書等を変更したため、請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第29条の規定による本業務の中止期間が業務期間の10分の5(業務期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が本業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第62条 第60条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第63条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第44条(第50条において準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第47条及び第51条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第56条、第57条、第59条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付した額を、解除が第55条、第60条又は第61条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。

この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、設計貸与品等又は貸与品があるときは、当該設計貸与品等又は貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該設計貸与品等又は貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは、原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地に受注者が所有又は管理する調査機械器具、工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（受任者又は下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は、工事用地の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第56条、第57条、第59条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第55条、第60条又は第61条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第64条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 業務期間内に本業務を完了することができないとき。
 - (2) この契約の成果物又は工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第56条、第57条又は第59条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金（違約罰とし、損害賠償の予定と解釈しない。）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第56条、第57条又は第59条の規定により、工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、発注者は、請負代金額から出来形部分又は部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額を請求することができるものとする。

6 第2項の場合（第57条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第65条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第61条又は第62条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第42条第2項（第48条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第66条 発注者は、引き渡された成果物又は工事目的物に関し、第41条第5項又は第6項（第48条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査にお

いて一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、成果物又は工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された成果物の契約不適合が要求水準書等及び設計図書の記載内容、発注者若しくは監督員の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 10 引き渡された成果物又は工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（賠償の予定）

第67条 受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。第3項において同じ。）の10分の1に相当する額を賠償金として支払わなければならない。本業務が完了した後も同様とする。ただし、発注者が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 受注者が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- (2) 納付命令又は同法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたと

きは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第3項第3号において同じ。)において、この契約に関し、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に優先交渉権者の選定手続き（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。第3項第3号において同じ。）の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を発注者に支払わなければならない。
 - 3 この契約に関し、第1項に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、第1項に規定する額のほか、請負代金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 発注者の発注する契約において、独占禁止法違反により発注者から指名停止措置を受けた事実があり、当該指名停止期間の開始日又は満了日が、第59条第1項に規定する場合に該当したときからさかのぼり10年以内であるとき。ただし、同項第1号及び第2号に該当する場合にあっては排除措置命令が出された日、排除措置命令を経ずに課徴金納付命令が出された場合にあっては課徴金納付命令が出された日からさかのぼり10年以内であるときとする。
 - (2) 発注者の発注する契約において、刑法上の競売入札妨害罪又は談合罪により発注者から指名停止措置を受けた事実があり、当該指名停止期間の開始日又は満了日が、第59条第1項に規定する場合に該当したときからさかのぼり10年以内であるとき。ただし、同項第1号及び第2号に該当する場合にあっては排除措置命令が出された日、排除措置命令を経ずに課徴金納付命令が出された場合にあっては課徴金納付命令が出された日からさかのぼり10年以内であるときとする。
 - (3) 独占禁止法に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令若しくは審決又は刑法に係る競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、この契約に関し、独占禁止法違反又は刑法に係る競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (4) 受注者が発注者に佐野市談合情報対応マニュアル別記様式第4の誓約書を提出しているとき。
 - 4 受注者は、この契約の履行を理由として、第1項及び第3項の違約金を免れることができない。
 - 5 第1項及び第3項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(火災保険等)

第68条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第69条 受注者が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで支払遅延防止等法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を付した額を支払わなければならない。

- 2 発注者は、発注者の支払うべき請負代金の支払いの日までに、受注者の支払わなければならない額が支払われていない場合には、請負代金と受注者の支払うべき額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。
- 3 前項の追徴をする場合には、発注者は請負代金と受注者の支払うべき額とを相殺した日から、受注者が相殺後に支払うべき追徴金に対して、受注者の支払いの日まで政府契約の支払遅延防止法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第70条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による栃木県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約に関して発注者と受注者との間に設計業務に係る紛争が生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者それぞれが負担する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、設計管理責任者、設計担当者、現場代理人、施工管理責任者の職務の執行に関する紛争、主任技術者、監理技術者等その他受注者が本業務を実施するために使用している受任者、下請負人、労働者等の職務の執行又は本業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第18条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前2項のあっせん又は調停を請求することができない。
- 4 発注者又は受注者は、第1項又は第2項に規定する紛争解決の手続を経た後でなければ、同2項の

発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和２６年法律第２２２号）に基づく調停の申立てを行うことができない。

（仲裁）

第７１条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条第１項の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（相殺）

第７２条 発注者は、この契約に関して、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、請負代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときはこれを追徴する。

（解釈等）

第７３条 発注者と受注者は、この契約と共に、要求水準書等及び提案書類に定める事項が適用されることを確認する。

２ この契約の解釈に関して疑義が生じた場合、又はこの契約の規定について法令等の範囲内で変更する必要性につき検討の必要が生じた場合、発注者と受注者は、その都度、誠意をもって協議し、これを定める。

（管理支援業務委託からの依頼）

第７４条 本業務の事業管理支援（コンストラクションマネジメント）業務を、発注者が別途委託契約した場合、発注者からの指示に基づいて業務委託受注者から依頼等が行われた場合には、これを発注者によるものとして対応すること。

（秘密保持）

第７５条 発注者及び受注者は、互いに本業務に関して知り得た相手方の秘密及び受注者が本業務の実施を通じて知り得た情報を第三者に漏らしてはならず、かつ、この契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、発注者及び受注者が認めた場合、若しくは発注者又は受注者が、法令等又は監督官庁からの要請に基づき開示する場合は、この限りでない。

（管轄裁判所）

第７６条 この契約に起因する紛争に関する訴訟については、宇都宮地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（補則）

第７７条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。